

情報個審第1517号

平成28年8月9日

様

情報公開・個人情報保護審査会



補充理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：平成27年（行情）濛問第580号

事件名：特定市独自の出生届の使用について行った指導等の内容が
分かる文書の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成28年8月30日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができるので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
電話 03-5501-1720
FAX 03-3502-7350



平成27年(行情) 質問第580号

法務省

質問番号：平成27年（行情）質問第580号
事件名：特定市独自の出生届の使用について行った指導等の内容が分かる文書の一部開示決定に関する件

補充理由説明書

1 本件不開示文書の再検討について

審査請求人が行った「平成25年から明石市独自の出生届を使用し始めたことについて、同出生届の使用中止を求めたほか明石市に対して指導等を行った内容が分かる文書及びこれらについて内部で検討を行った内容が分かる文書（これらの添付書類を含む。）その他一式」に係る開示請求に対し、神戸地方法務局長がその一部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分に不服があるとして不開示部分の開示を求めた。

質問庁は、改めて本件審査請求について検討し、審査請求人の主張によらず、神戸地方法務局長による原処分を維持するのが相当であるとする理由説明書を提出したところであるが、不開示部分について再度検討し、以下にその不開示理由などを補充して説明する。

2 本件不開示決定が適法であることについて

(1) 通し番号1及び11の標題（件名）部分について

不開示部分のうち通し番号1及び11の電話録取書の標題（件名）部分を公にすると、独自の出生届を使用した特定市に対する国の対応が明らかになり、無用な誤解や憶測を招くなど不当に国民の間に混乱を生じさせ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号柱書きに該当する。

(2) 通し番号1及び2、11ないし13並びに22ないし25の電話録取書の会話内容部分について

不開示部分のうち通し番号1、2及び11の電話録取書の会話内容部分は、民事局民事第一課補佐官が神戸地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、明石市が戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第59条に規定する様式とは異なる出生届を使用す

る予定であることを受けて、今後の対応を協議した内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号12及び13の電話録取書の会話内容部分は、明石市長が神戸地方法務局戸籍課長宛てに電話を発信し、明石市長の記者会見の内容等について説明を行った内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号22, 24及び25の電話録取書の会話内容部分は、神戸地方法務局明石支局担当者が明石市市民課担当者宛てに電話を発信し、明石市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。不開示部分のうち通し番号23の電話録取書の会話内容部分は、神戸地方法務局総務課長が明石市市民健康部次長兼市民課長宛てに電話を発信し、明石市における上記出生届の取扱いについて協議した内容を記録した文書である。これらは、国の機関の内部並びに国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすると、法令に従わない地方自治体に対する国の対応が明らかになり、これを参考にして国の関与を逃れようとする地方自治体が現れ、戸籍事務の適正な遂行に支障を来すおそれが生じることを懸念して、今後、職員が率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して十分な議論、意思疎通に支障を来すおそれがあるため、法第5条第5号に該当する。

(3) 通し番号8ないし10の文書について

不開示部分のうち通し番号8ないし10の文書は、明石市が上記出生届を使用予定であることに対する今後の対応について、民事局民事第一課補佐官及び神戸地方法務局戸籍課長の間において考え方を整理するための文書であるところ、通し番号1及び2の電話録取書の会話内容部分において、民事局民事第一課補佐官が検討を求め、この求めに応じて神戸地方法務局戸籍課長が作成した文書である。これは、国の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、当事者以外に公にすることは想定しておりらず、また外部への公表実績も、これらの文書を実際に外部とのやり取りに使用したこともない。よって当該文書を公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当する。

(4) 通し番号36ないし38の文書について

不開示部分のうち通し番号36の5の見出し以外の部分は、神戸地方法務局が明石市に対し指示文書を手交し、指示に対する明石市との質疑内容を記録した文書であるところ、これは、国の機関及び地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすると、審査請求人やその関係者から無用の誤解、反発を招くことを憂慮するあまり、率直な意見の交換を行うことが不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当する。

(5) その他

不開示部分のうち、上記2(1)ないし(4)並びに理由説明書2(2)及び(5)において述べた部分のほか、理由説明書2(6)及び(8)において述べた部分のうち決裁文書の伺い文を除く部分については不開示を維持するが、その余の部分については法第5条各号に規定する不開示情報に該当せず、開示とすることが相当である。

なお、新たに開示相当とした部分は、通し番号12及び22ないし25の電話録取書の標題（件名）部分、通し番号18、26及び31の決裁文書の伺い文、通し番号36の5の見出し部分である。